

大阪市発達障がい者支援指針

令和4年3月

大 阪 市

※「第2章 具体的な取組」に記載の情報は、令和3年12月末時点のものとなります。

はじめに

平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」の施行、及び、平成 28 年 8 月の同法の改正を経て、この間、発達障がいに対する社会全体の理解が深まるとともに、その支援も充実してきました。

発達障がいのある人への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など様々な分野にわたります。このため、大阪市では平成 25 年 4 月に「発達障がい者支援室」を設置し、関係部局の連携を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指しています。

また、各分野の支援者が支援の方向性やそれぞれの取り組みの情報を共有することにより連携を深め、切れ目のない支援につなげるとともに、当事者やご家族等への手引となるよう、平成 27 年 3 月に「大阪市発達障がい者支援指針」を策定し、指針に基づき、各種施策を推進しています。

基本方針や取組の柱などについては変わりませんが、「第 2 章 具体的な取組」については、各部局において社会状況等の変化に応じながら支援の充実や見直しに取り組んできていることから、今般、主に第 2 章について更新することとしました。

各分野の支援者相互の理解が深まり役割分担を行うことにより、発達障がいのある人、そしてご家族への適切な支援につながるとともに、発達障がいについての正しい理解の促進に、少しでもこの指針が役立つこととなれば幸いです。

令和 4 年 3 月

目 次

第1章 発達障がい者支援指針

1 発達障がいとは	1頁
2 経過	2頁
3 基本方針	6頁
4 取組の柱と指針	6頁

第2章 具体的な取組

1 早期発見から早期発達支援へ	8頁
2 学齢期の支援の充実	12頁
3 成人期の支援の充実	15頁
4 家族に対する支援の充実	16頁
5 地域の相談支援の充実	17頁
6 支援の引継ぎのための取組	19頁
7 市民への啓発	19頁